

「名張市立桔梗が丘東小学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止を目的に策定しました。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導委員会 月1回・緊急時

問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換及び共通理解に基づいた共通行動について話し合いを行います。

〔教頭、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭〕

(2) いじめ防止対策委員会 学期1回・緊急時

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため以下のメンバーで設置します。必要に応じて委員会を開催します。

〔校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任〕

必要に応じて、PTA役員、学校評議員、スクールカウンセラー他を招集します。

外部からの委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

本委員会の役割について

- いじめ未然防止の取組を検証
- いじめの相談・通報の窓口（代表窓口は、生徒指導担当）
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめを察知した場合
 - ・情報の迅速な共有 ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定 ・保護者との連携等
- いじめ防止対策全般の検証・改善、学校基本方針の見直し

3. いじめの未然防止のための取組

※別表“いじめ問題に関わる対応一覧表”

(1) 学級経営の充実

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Q-U検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努めます。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めます。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。

(3) 相談体制の整備

○Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図ります。

(4) 異年齢等の集団活動の実施

○異年齢等の集団活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、社会性や自己有用感を育み、人とよりよく関わる力の育成に努めます。

(5) インターネット上のいじめに対する対策

○現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を進めます。また、保護者への啓発を図ります。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組※別表“いじめ問題に関わる対応一覧表”

(1) いじめの早期発見のために

①「いじめはどの学校にでも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行います。

②いじめ問題に関する校内研修を年に複数回実施し、いじめ問題に対する認識や取組姿勢、日ごろの取組について自己点検を行い、教職員が共通の認識を持って取り組みます。

- ③おかしいと感じた児童がいた場合には、生徒指導委員会等で共有し、全職員体制で該当児童を見守ります。
- ④児童の様子に変化が見られる場合には、積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合には、教育相談等を行い、悩みや困っていること等を聞いて把握に努めます。
- ⑤日常的に児童の悩みや人間関係を把握するとともに、早期発見するために定期的に調査（アンケート、Q-U検査、教育相談等）を実施し把握に努めます。

(2) いじめの早期解決のために

- ①いじめ問題を発見したときは、速やかに止めることを最優先とします。また、学級担任だけが抱え込むことなく、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
- ②情報収集を綿密に行い、事実関係を確認した上で、いじめられている児童の身の安全や心のケアを考え、加害者側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ③直接関係のない立場にいる児童にも、容認、止めたいのに止められない、無関心等、子どものタイプに応じた指導を行います。
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決にあたります。
- ⑤いじめ解消については、「いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安）」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」などを総合的に判断し、継続した指導を行います。

5. 教育委員会や関係機関との連携等

- (1) いじめにより児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (3) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

6. 家庭・地域との連携

- (1) 子どもとしっかり向き合い、自分の子どもに関心を持ち、子どもの寂しさやストレス等に気付くことができるよう啓発します。また、子どものがんばりを認めることや、だめなときははっきりと指導することの大切さについて、理解を図ります。
- (2) “いじめの問題”について正しい理解を図り、子どもの表情や変化、行動で気づいた点を学校に知らせるなどのサポートをしていただくよう働きかけます。
- (3) 情報機器（インターネットや携帯電話等）の使用における利便性や危険性について、正しく理解し、適切に指導できるよう啓発に努めます。
- (4) いじめが確認された場合は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や交友関係等について情報を収集して指導に生かします。また、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。家庭の理解と協力によって問題解決を図ります。

7. 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに討する措置を適切に行うために、いじめ問題への取組等について適正に取組を評価し改善に努めます。

【別表】いじめ問題に関わる対応一覧表

		児童への取組	保護者との連携や依頼		
未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルスキルの育成（道徳、特活） ○分かる授業と学習規律の定着 ○道徳、人権教育の充実（道徳、情報モラル） ○いじめをしない許さないなまづくり（特活） ○自己有用感の育成（全ての教育活動） ○相談体制の整備 ○異年齢等の集団活動により社会性を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの問題について正しい理解を図ります ○善悪の判断や解決方法の育成 ○自他の物を区別し大切に扱う態度の育成 ○インターネット、ゲーム等の約束づくり ○地域行事への参加 		
早期発見		<ul style="list-style-type: none"> □定期アンケートやQ-U等による情報収集 □行動観察等による児童の変化への対応 □持ち物へのいたづらや紛失、落書きへの対応 □いじめ相談電話等を周知 □家庭との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> □日常的な子どもとの会話 □服装の汚れ、ケガのチェック □子どもの持ち物の貸し借りや紛失注意 □学校との情報共有 		
早期対応	暴力を伴うケース	被害	<ul style="list-style-type: none"> □本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的精神的被害についての的確に把握し、迅速に対応 □言動の理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 □休み時間や登下校の見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 □問題解決に向けた学校の方針への理解と協力 	
		加害	<ul style="list-style-type: none"> □「絶対に許さない」という毅然とした態度で阻止する。 □言動の理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 □関係諸機関（教育委員会、児童相談所、警察、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることへの理解 □事実を冷静に確認し、言い分を十分に聞く □被害児童、保護者への適切な対応（謝罪等） 	
	暴力を伴わないケース	被害	<ul style="list-style-type: none"> □本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に対応。 □言動の理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 □休み時間や登下校の見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 □問題解決に向けた学校の方針への理解と協力 	
		加害	<ul style="list-style-type: none"> □「絶対に許さない」という毅然とした態度で阻止する。 □言動の理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 □関係諸機関（教育委員会、児童相談所、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることへの理解 □事実を冷静に確認し、言い分を十分に聞く □被害児童、保護者への適切な対応（謝罪等） 	
	* 関係者へ報告、委員会で検討	行為が不明確なケース	被害	<ul style="list-style-type: none"> □共感的な態度で接し、「いじめから全力で守ること」を約束。 □本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応。 □言動の理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 □問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
			加害	<ul style="list-style-type: none"> □「絶対に許さない」という毅然とした態度で阻止する。 □言動の理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 □ケースに応じて関係諸機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることへの理解 □事実を冷静に確認し、言い分を十分に聞く
	* 記録を取る	直接関係のない児童	<ul style="list-style-type: none"> □いじめられた児童の苦しみや問題点について理解を図る。 □自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 □守られているという安心感を持ち、「自分にもできることがあるかもしれない」という気持ちを育てる。 □容認、止めたいのには止められない、無関心等子どものタイプに応じた指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめに気付いた時、学校や保護者に伝えるよう指導 □いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。 □容認、止めたいのには止められない、無関心等子どものタイプに応じた指導を行う。 	